食安輸発0331第1号 平成27年3月31日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公 印 省 略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (韓国産及び中国産二枚貝の下痢性貝毒)

下痢性貝毒については、平成27年3月6日付け食安発0306第2号「麻痺性貝毒等により毒化した貝類の取扱いについて」により、その規制値が改正され、ホタテガイにあっては平成27年3月6日より、その他の貝類にあっては、平成27年4月1日より適用することとされているところです。

平成27年4月1日からの食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施については、 平成27年3月30日付け食安輸発0330第1号により通知したところですが、二枚貝及びその 加工品の下痢性貝毒にあっては、登録検査機関による検査命令の受託体制が整うまでの間、 輸入者に対し自主検査を指導することとしますのでよろしくお願いします。また、検査命 令を開始する日については、別途連絡することとします。